下松市からお支払いする公金の合算振込の 開始とこれに伴う通帳印字の変更に

ついて

下松市では、お支払いする公金について、定期的な支払日として毎月5日、10日、15 日、20日、25日、月末を設定しております。

この度、令和6年10月からの同じ振込日に、同一口座へ支払う場合には、市全体で支払 金額を合算してお振込みをさせていただきます。

●合算振込開始日

令和6年10月分振込から

●通帳印字等にかかる現行と変更後

【現行 令和6年9月30日まで】

【変更後 令和6年10月1日から】

▼ ->011 11.	旧の十ヶ/120日まで】	[2000
振込金額	担当部署ごとの合計金額	すべての部署の合計金額
	※複数部署からの振込が	※複数部署からの振込があった場合
	あった場合は、複数行に分	も、1行で印字
	かれて印字	
振込人名	担当部署名を印字	統一名称
	(例)	
	クタ゛マツシコト゛モミラ	「クダマツシ」を印字
	クタ゛マツシケンコウ	
	クタ゛マツシキヨウイク	
	等 (全44部署)	
《 通帳印字》	· [6] ~	

≪通帳印字例≫

こども未来課へ 8,000 円、健康増進課へ 15,000 円、教育総務課へ 3,000 円をそれぞれ請求され、これに 対し市から令和6年10月20日に振り込む場合

【令和6年9月30日まで】

06-10-20	クタ゛マツシコト゛ モミラ	8,000
	クタ゛マツシケンコウ	15,000
	クタ゛マツシキヨウイク	3,000

【令和6年10月1日から】

	06-10-20	クダ マツシ	26,000
--	----------	--------	--------

※担当部署が行っている振込手続きの処理方法によっては、同日振込であっても合算振込にならない場 合もあります。